

令和7年度 第18回政策会議・調整会議

＜検討＞

1	【本庁舎・駅北庁舎共通】窓口環境の整理整頓ガイドラインについて(企画政策課)			
	〈概要〉 (1) 庁舎窓口BPRにおける窓口環境の整理整頓について、駅北庁舎における検証(令和7年6～8月)やWGでの検討を経て、駅北庁舎のガイドラインが完成した(9月末)。 (2) 上記、駅北庁舎のガイドラインを横展開した本庁舎のガイドライン(案)について全庁照会(10月末)を行った結果を反映し、「【本庁舎・駅北庁舎共通】窓口環境の整理整頓ガイドライン」を作成したので、内容の検討及びガイドラインに沿った窓口環境の整理整頓を依頼する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①駅北での試験導入により支障となった意見はあるか。

→意見を踏まえ修正している。

②本庁での導入については企画政策課で確認するのか。

→ガイドラインに則ったチェックを総務課にて行う。

③調整会議での意見によって特に問題となったものはあるか。

→ない。

【調整会議での主な意見】

①他団体からの依頼によるポスターは掲示しないという方向か。

→スペースに余裕があれば可能。

②本庁舎1階のくらし人権課と環境課の配置図の説明が逆ではないか。

→逆になっているので修正する。

③選挙関連の掲示はガイドラインの対象外とあるがどういったことか。

→選挙という特殊事情に鑑み、BPRの対象外とする。

④エレベーター内等の会議会場案内の取扱は。

→一時的な掲示のためBPRの対象外とする。

⑤市民憲章は剥がしてもよいか。

→よい。

⑥道路網図や航空写真は引き続き掲示してもよいか。

→よい。

⑦本庁舎にデジタルサイネージの導入は検討するのか。

→現庁舎では予定していない。新庁舎では導入予定。

⑧月1回総務課・教育総務課での府内チェックは、チェック表のようなものを用意するのか。

→表の用意は予定していない。ガイドラインに沿ったチェックをお願いする。

⑨月1回のチェックについて総務課・教育総務課との事前協議はあったのか。

→全庁照会にてガイドライン案を確認した結果、意見がなかったため了承されたと認識している。

⑩貼り紙に任せ、行先の分からぬ来庁者への声掛けについてもガイドラインに併記してはどうか。

⑪一時的な会議の案内は問題ないとのことだが、会場案内は府内行事案内モニターで行うこととし、紙での案内は行わないこととなったという認識だがどのようか。

→現在のモニターの設置場所では来庁者が気付きにくく、張り紙での案内も行っている状況。モニターの設置場所も含め今後の検討とする。

<報告>

2	多治見市関谷文庫基金条例の一部改正について（教育推進課）		
	〈概要〉	「多治見市関谷文庫基金」（以下「基金」という。）について、令和8年度から基金の一部を取り崩し、多治見市立小学校、中学校及び義務教育学校の図書購入費に充てることとする。そのため、「多治見市関谷文庫基金条例」（昭和55年第5号）を一部改正し、「処分」事項を新設する。	
政策会議 了承		調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①新年度予算要求に計上しているか。

→要求済み。

②5,000万円の基金を取り崩していく中で、10年間の間に、例えば2,500万円を5年もの債券で運用するという考え方はあるか。

→会計課と調整の上、決定する。

【調整会議での主な意見】

①国債の5,000万円は他の基金と合わせて運用しているのか。

→単独である。

②満期が来たら処分するのか。

→現時点では未定。

3	特定個人情報保護評価書の見直し等の実施について（デジタル推進課・税務課）		
	〈概要〉	マイナンバー法に基づき、個人住民税の賦課・徴収に関する事務において特定個人情報保護評価書（P I A）の個人住民税申告の電子化に伴う評価の見直しを実施。この後、評価書は個人情報保護委員会に提出しホームページ上に公開する。	
政策会議 了承		調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①個人市民税の申告の電子化は今回からか。

→お見込みのとおり。

②（個人住民税の電子申告は）税務システムの中で運用するのか。

→eLTAXにより行う。

【調整会議での主な意見】－

4	陶磁器に関する市有施設の統合・集約について（企画政策課）		
	〈概要〉	将来的な施設の統合・集約が予定されている、陶磁器に関する市有施設について、今後の在り方を検討する。検討にあたっては、ファシリティ・マネジメントを所管する企画政策課を事務局として、関係部署の管理職・担当者等と検討会議を設ける。	
政策会議 了承		調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①検討の方向性は賛成だが、陶磁器に関するというまとめ方だが、文化財保護センターについて、陶磁器は一部のため、例えば「文化・陶磁器」としてはどうか。

→意見として伺う。

②現在、本庁舎跡地は市民委員会で検討している。次回委員会は12月に開催されるので、この内容で検討開始されることを情報提供する。

③本件と本庁舎跡地の検討は双方で情報提供をしながら進めること。

④幼保や小中学校の適正配置について担当課と企画政策課で連携して進めること。

【調整会議での主な意見】

- ①陶磁器意匠研究所は対外的に認知度の高い施設であるため、そういったことも含め検討して欲しい。
- ②本庁舎跡地での活用も検討されるのか。
→本庁舎跡地も含め、制限なく検討していく。
- ③統合・集約が予定されているとはどういったことか。
→第2次公共施設適正配置計画にて記載がある。
- ④文化財保護センターは展示機能のみが集約移転の検討となるのか。
→今後の議論の中で決定していく。
- ⑤文化財保護センターは陶磁器のみを対象としているわけではないが、その点は理解しているか。
→お見込みのとおり。
- ⑥本庁舎跡地も検討の一つとのことだが、総務課はメンバーとならないのか。
→当初は対象施設の担当課のみとし、検討が進む中で段階的にメンバーは再考する。

【中京学院大学プロジェクト】3PTの検討状況について（企画政策課）			
5	<p>〈概要〉</p> <p>中京学院大学（以下「CGU」）の本市移転一元化に係る3プロジェクトチーム（ハード、賑わい（ソフト）、開学支援）を4月に立ち上げて府内検討及び各課によるCGUとの協議により、令和7又は8年度から実施・試行する事業について現段階の内容をとりまとめたので中間報告する。</p>		
	政策会議 了承	調整会議 了承	

【政策会議での主な意見】

- ①バスは学内にバス停ができる予定か。
→お見込みのとおり。
- ②ソフト事業のうち新年度予算に計上している案件もあるのか。
→くらし人権課のガイドブック作成、CGUスポーツクラブと市スポーツ協会との連携事業が挙げられる。
- ③学生も多く動いているが、負担となりすぎないよう上手にリードすること。また、予算も大きい事業のため、民間と連携しながら進めること

【調整会議での主な意見】

- ①市有施設の改修費について相手に負担を求めるのか。
→そういった協議はあったが、利用者全体の利便のために市で予算計上する。

<周知>

令和8年多治見市消防出初式の開催について（消防総務課）			
6	<p>〈概要〉</p> <p>令和8年多治見市消防出初式を開催する。</p> <p>【日 時】 令和8年1月11日（日） 式典：9：00～10：20 分列行進、訓練披露：10：30～11：30（予定）</p> <p>【場 所】 式典：産業文化センター5階大ホール 訓練披露：青木町他 土岐川堤防</p> <p>【参加者】 市長、副市長、教育長、部長級職員、消防関係者</p> <p>【来 賀】 国會議員、県議、県関係機関、市議、区長、その他</p>		
	政策会議 了承	調整会議 了承	

【政策会議での主な意見】

- ①アプロキヤップは必要か。
→確認して改めて周知する。

【調整会議での主な意見】

- ①部長の集合時間と持ち物は。

→開始の 10~15 分前程度。持ち物は確認し、周知する。

7	スマート出勤 Weeks の取り組みに対する協力依頼について（都市政策課）			
	<概要> 国道 19 号をはじめとした多治見市内の交通混雑の緩和を目的として、多治見砂防国道事務所からスマート出勤の取り組み及び事後アンケートの協力依頼があつたため、職員に協力を依頼する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①時差出勤は対象外か。
→お見込みのとおり。
- ②参加は任意という理解でよいか。
→お見込みのとおり。

【調整会議での主な意見】

- ①1回のみの参加でもよいか。
→よい。

8	「令和7年 年末の交通安全県民運動」について（道路河川課）			
	<概要> 12月 11 日（木）～20 日（土）に「令和 7 年 年末の交通安全県民運動」を実施する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】

- ①自転車の青切符の適用はいつからか。
→令和 8 年 4 月 1 日から。
- ②自転車は歩道通行できるのか。
→禁止されているわけではないが、原則車道通行という形である。

【政策会議終了後】

第5回 情報化推進会議

<報告>

1	自治体情報システムの標準化・統一化の進捗状況について（デジタル推進課）			
	<概要> (1) 自治体情報システム標準化・統一化（以下、「システム標準化」。）の対象となる 20 業務は、令和 8 年 2 月 24 日に標準システムへの移行を当初計画通り実施予定。 (2) システム移行後に機能の実装を認める経過措置※が設けられたことにより、業務に支障がないと担当課が判断した 13 業務の一部機能を経過措置対象として国へ届出。 (3) 移行スケジュールについては、全体に影響する納付書テストや操作研修が当初予定から 2 週間遅れている。 (4) 県内でのシステム標準化への移行状況は、岐阜県市町村行政情報センターのシステムを利用している 35 市町村が移行を令和 8 年度に延伸し、令和 7 年度の移行は 7 市町村のみ。			
	情報化推進会議	了承	情報化推進会議調整部会	了承

【情報化推進会議での主な意見】

- ①経過措置は、本市業務内容の機能に多くが該当するのか

→全体の機能の一部であり、現状の業務に影響を与えるものではない。

②例規等の改正は問題ないか。

→帳票が主となり各課で対応いただいている。後日、進捗の照会を行う。

【情報化推進会議調整部会での主な意見】

①岐阜県市町村行政情報センターの延伸について、本市に影響はあるのか。

→影響はない。

②地方税統一QRコード（e L-Q R）の公金収納拡大対応への見通しはどうか。

→システム標準化対応のため、全国的にシステムベンダーのリソースが不足しており、現時点では未定。